

# 令和5年度農作業等標準労働賃金について

和水町農業委員会

和水町農業委員会では、令和5年度の農作業労働賃金及び請負労賃の標準額を、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

## 農作業等労働賃金及び土耕機械請負賃金

単位：円（税込）

作業名	単位	金額	備考	
一般農作業	男女とも 1日	6,900		
初田耕耘	10a当 (反当)	7,500		
2回目以降耕耘	10a当 (反当)	5,500		
畑耕耘	10a当 (反当)	5,500	普通畑	
代かき	10a当 (反当)	7,500		
機械田植え	10a当 (反当)	圃場整備済田	7,500	苗は地主持ち
		未整備田	8,500	
脱穀	10a当 (反当)	8,000	ハーベスター	
コンバイン刈取	10a当 (反当)		17,000	角刈は、持ち主で行う
		倒れ刈り取り	20,000	
生粃運搬	10a当 (反当)	1,200		
粃摺り	60Kg当	900		
乾燥	60Kg当	生粃	1,100	
		掛干し	600	
畦塗り	m当	70		
※機械使用にかかる燃料は、機械主持ちとします。				

※この金額は、農家の方がそれぞれに雇用・請負をされる場合の目安です。

※実際の金額は、諸事情により貸し手・借り手の双方でよく話し合せて決めて下さい。